

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	瓜破斎場
処分の名称	斎場（代行斎場を除く）の使用許可
概要	大阪市立斎場条例により、斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立斎場条例（昭和24年4月1日条例第31号）第4条、第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	○以下の場合、使用許可されないことがあります。 <ul style="list-style-type: none">・公安又は風俗を害するおそれがあるとき・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき・管理上支障があるとき・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき・その他不相当と認めるとき ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	瓜破斎場
提出時期	随時
提出方法	斎場予約システムに予約の上、使用の前日までに火葬許可証を添付し、申請してください。
手数料	火葬証明書・分骨証明書 発行手数料250円
相談窓口	瓜破斎場
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	